

審査基準・標準処理期間

所属名	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係
内線番号	76

No.	項目	内容
①	処分名	危険物等許可
②	法令名	京都府漁港管理条例
③	法令番号	昭和35年条例第7号
④	根拠条項	第5条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:京都府水産事務所長)
⑥	審査基準	京都府漁港管理規則第5条 危険物等は次に掲げるとおりとする。 (1)港則法施行規則第12条に規定する告示で定めるもの (2)食品衛生法第6条に規定する食品又は添加物 (3)毒物及び劇物取締法別表第1及び別表第2に掲げるもので医薬品以外のもの (4)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第6項、及び第7項に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの (5)前各号に定めるもののほか知事が指定するもの
	添付の有無	
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)申請のあった日から30日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑪	問合せ	京都府水産事務所 漁政課 漁港漁場係(0772-22-4436)
⑫	備考	京都府漁港管理規則第2条第1項(6)に定める様式にて申請のこと。